

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定

日本国及びベトナム社会主義共和国は、

両国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

それぞれの国の投資家による他方の国の区域内における投資を拡大するための良好な条件を更に作り出すことを意図し、

両国における投資家の発意を促し及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になつていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識して、

次のとおり協定した。

## 第一条

この協定の適用上、

- (1) 「投資家」とは、それぞれの締約国について、次のものをいう。
- (a) 当該締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人
- (b) 営利目的であるかないか、また、民間が所有し若しくは支配しているか又は政府が所有し若しくは支配しているかを問わず、当該締約国の関係法令に基づいて設立され又は組織される法人その他の団体（会社、社団、信託、組合、個人企業、合併企業、協会及び組織を含む。）
- (2) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され又は支配されているすべての種類の資産をいい、次のものを含む。
- (a) 企業（営利目的であるかないか、また、民間が所有し若しくは支配しているか又は政府が所有し若しくは支配しているかを問わず、一方の締約国の関係法令に基づいて設立され又は組織される法人その他の団体をいい、会社、社団、信託、組合、個人企業、支店、合併企業、協会及び組織を含む。）
- (b) 株式、出資その他の形態の企業の持分（そこから派生する権利を含む。）
- (c) 債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債権（そこから派生する権利を含む。）
- (d) 完成後引渡し、建設、経営、生産、利益配分等に関する契約に基づく権利

- (e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
  - (f) 商標、意匠、集積回路の回路配置、著作権、特許、営業用の名称、原産地表示又は原産地名及び開示されていない情報を含む知的財産及び知的財産権
  - (g) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含む特許に基づく権利
  - (h) 有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わず他のすべての資産及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権
- 投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資財産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼさない。
- (3) 「区域」とは、それぞれの締約国について、(a)当該締約国の領域並びに(b)国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

## 第二条

- 1 各締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有、売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、自国が同様の状況において自国の投資家及びその

投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える。

- 2 各締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、自国が同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える。

### 第三条

各締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機関に申立てをする権利に関し、自国が同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の投資家に与える。

### 第四条

- 1 いずれの締約国も、自国の区域内において他方の締約国の投資家が投資活動を行う条件として、次の要求を行ってはならない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスの輸出
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達の達成
- (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスの購入、利用若しくは優先又は自

国の区域内の自然人若しくは法人その他の団体からの物品若しくはサービスの購入

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と関連付けること。

(e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること。

(f) 特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。

(g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の団体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。

(i) 当該要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって行われる場合

(ii) 当該要求が、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に反しない方法で行われる知的財産又は知的財産権の移転に関するものである場合

(h) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

- (i) 自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。
- (j) 当該投資家が生産する物品又は提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。
- 2 いずれの締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関し、利益の付与又はその継続の条件として1(f)から(j)までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

#### 第五条

- 1 第二条又は前条の規定にかかわらず、各締約国は、これらの規定による義務に適合しない措置（以下「例外措置」という。）を、附属書 に特定する分野又は事項について採用し又は維持することができる。
  - 2 各締約国は、この協定の効力発生の日に、附属書 に特定する分野又は事項について、その時点において存在するすべての例外措置を他方の締約国に通報する。この規定による通報には、それぞれの例外措置についての要素であつて次に掲げるものに関する情報を含める。
- (a) 関係の分野及び小分野又は事項

- (b) 当該例外措置に係る義務又は条項
- (c) 当該例外措置をとる法的根拠
- (d) 当該例外措置の簡潔な説明
- (e) 当該例外措置をとる目的

3 いずれかの締約国が、この協定の効力発生後において附属書 に特定する分野又は事項について新たな例外措置を採用する場合には、当該締約国は、当該例外措置の実施の前に又は例外的状況においてはその後できるだけ速やかに、次のことを行う。

- (a) 当該例外措置について2に規定する要素を他方の締約国に通報すること。
- (b) 他方の締約国による要請に応じ、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。

## 第六条

1 第二条又は第四条の規定にかかわらず、各締約国は、この協定の効力発生の日に存在する例外措置を、附属書 に特定する分野又は事項について維持することができる。

2 各締約国は、この協定の効力発生の日、附属書 に特定する分野又は事項について、その時点において存在するすべての例外措置を他方の締約国に通報する。この規定による通報には、それぞれの例外措置についての要素であつて次に掲げるものに関する情報を含める。

- (a) 関係の分野及び小分野又は事項
- (b) 当該例外措置に係る義務又は条項
- (c) 当該例外措置をとる法的根拠
- (d) 当該例外措置の簡潔な説明
- (e) 当該例外措置をとる目的

3 各締約国は、2の規定により通報した例外措置を、漸進的に削減し又は撤廃するよう努める。

4 いずれの締約国も、この協定の効力発生後においては、附属書 に特定する分野又は事項について新たな例外措置を採用してはならない。

5 4の規定は、各締約国が既存の例外措置の改正又は修正を行うことを妨げるものと解してはならない。

ただし、当該改正又は修正が、当該改正又は修正を受ける直前における例外措置の第二条又は第四条との

適合性の水準を減少させるものでないことを条件とする。

6 各締約国は、5の改正又は修正を行う場合には、当該改正又は修正を受けた例外措置の実施の前に又は例外的状況においてはその後でできる限り速やかに、次のことを行う。

(a) 当該例外措置について2に規定する要素を他方の締約国に通報すること。

(b) 他方の締約国による要請に応じ、当該例外措置の詳細を当該他方の締約国に提供すること。

7 4の規定にかかわらず、各締約国は、資金上、経済上又は産業上の例外的状況においては、附属書に特定する分野又は事項についていかなる例外措置も採用することができる。ただし、当該締約国が、当該例外措置の実施の前に次のことを行うことを条件とする。

(a) 当該例外措置について2に規定する要素を他方の締約国に通報すること。

(b) 他方の締約国による要請に応じ、当該例外措置の詳細を当該他方の締約国に提供すること。

(c) 他方の締約国が書面により意見を述べるための合理的な時間を与えること。

(d) 他方の締約国による要請に応じ、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で

誠実に協議を行うこと。

(e) (c)の規定により述べられた意見又は(d)の規定により行われた協議の結果を考慮して、適当な行動をとること。

## 第七条

1 各締約国は、法令及び行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに国際協定であつて、投資活動に関連し又は影響を与えるものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものにする。

2 各締約国は、他方の締約国による要請に基づき、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなる秘密の情報の開示を義務付けるものと解してはならない。

## 第八条

各締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を

払う。

## 第九条

1 各締約国は、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分かつ継続的な保護及び保障を与える。

2 いずれの締約国も、(a)公共のためであり、(b)差別的なものでなく、(c)迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴い、かつ、(d)正当な法の手続に従ってとられるものである場合を除くほか、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産について、収用若しくは国有化又は収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。

3 補償は、収用の直前における投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用がそれ以前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。当該補償は、遅滞なく支払われなければならない。かつ、支払の時までの期間を考慮した妥当な利子を付したものでなければならない。当該補償は、実際に換価すること及び自由に移転することのできるものでなければならない。かつ、収用の日の市場における為替相場により、関係の投資家の締約国の通貨及び国際通貨基

金協定に規定する自由利用可能通貨に自由に交換することのできるものでなければならない。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十四条の規定の適用を妨げない。

#### 第十条

いずれか一方の締約国の投資家であつて、他方の締約国の区域内において、武力紛争又は当該他方の締約国の区域内における革命、暴動、国内騒乱その他これらに類する緊急事態により投資活動に関して損失又は損害を被つたものは、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、当該他方の締約国が自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該一方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与えられる。

#### 第十一条

一方の締約国又はその指定する機関が、当該一方の締約国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場

合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と同じ範囲において権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、第九条2から4まで及び次条の規定を準用する。

## 第十二条

- 1 各締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての支払その他の資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含む。
- (a) 投資財産を維持し又は増大させるための当初の及び追加的な資金
  - (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料
  - (c) 返済金その他契約に基づいて行われる支払
  - (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

- (e) 第九条及び第十条の規定に従って行われる支払
- (f) 第十四条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払
- (g) 当該他方の締約国から来訪した者であつて、投資財産に関連する活動に従事するものの収入その他の

報酬

2 いずれの締約国も、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由交換可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを妨げてはならない。

3 1及び2の規定にかかわらず、各締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ又は妨げることができる。

- (a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 裁決手続又は訴訟手続における命令又は判決の履行の確保

第十三条

- 1 各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。
- 2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。
- 3 各締約国の任命した仲裁委員が2に規定するその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。
- 4 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

#### 第十四条

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、他方の締約国の投資家の投資財産に関し、この協定に基づき与えられる権利が侵害されたことにより損失又は損害を生じさせたものをいう。

2 いかなる投資紛争も、可能な限り、当該投資紛争の当事者間の協議を通じて友好的に解決される。

3 投資紛争が投資家から書面により協議の要請のあつた日から三箇月以内にそのような協議により解決されない場合には、当該投資紛争は、当該投資家の要請に基づき次の(1)又は(2)のいずれか一方に付託される。

(1) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約が両締約国間において効力を有する場合にあっては同条約の規定による調停又は仲裁、同

条約が両締約国間において効力を有しない場合にあっては投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則に基づく調停又は仲裁

(2) 千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会により採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づく仲裁

4 投資紛争の当事者である締約国は、当該投資紛争をこの条の規定に従つて3に定める国際的な調停又は仲裁に付託することに同意を与える。

5 仲裁決定は、最終的なものであり、かつ、投資紛争の両当事者を拘束する。この決定は、その執行が求められている区域の属する国で適用されている仲裁決定の執行に関する法令に従つて執行される。

6 いずれか一方の締約国の投資家は、投資紛争に関し、他方の締約国の区域内において司法的若しくは行政的解決を求めている場合若しくは事前に合意し、かつ、適用可能な紛争解決手続に従つた仲裁による決定を求めている場合又は当該投資紛争に関する最終的な司法的解決がなされた場合には、当該投資紛争をこの条に規定する仲裁に付託することはできない。

7 いずれか一方の締約国における第一条(1)(b)に定める法人その他の団体が当該一方の締約国に対して投資

紛争を調停又は仲裁に付託することを要請し、かつ、その要請の日当該法人その他の団体が他方の締約国の投資家により所有され又は支配されている場合には、当該法人その他の団体は、この条の規定の適用上、当該他方の締約国における第一条(1)(b)に定める法人その他の団体として取り扱う。

8 この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である締約国の区域内において、投資家が司法的又は行政的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

#### 第十五条

1 この協定(第十条を除く。2及び3において同じ。)の他のいかなる規定にもかかわらず、各締約国は、次の措置をとることができる。

- (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置
  - (i) 戦時、武力紛争その他の自国又は国際関係の緊急時にとる措置
  - (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置
- (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づき義務に従ってとる措置
- (c) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(d) 公の秩序の維持のために必要な措置。ただし、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限る。

2 各締約国は、この協定上の義務に適合しない措置を1の規定によりとる場合であっても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いることとはならない。

3 各締約国は、この協定上の義務に適合しない措置を1の規定によりとる場合には、当該措置の実施の前に又はその後できるだけ限り速やかに、当該措置についての要素であつて次に掲げるものを、他方の締約国に通報する。

- (a) 関係の分野及び小分野又は事項
- (b) 当該措置に関する義務又は条項
- (c) 当該措置をとる法的根拠
- (d) 当該措置の簡潔な説明
- (e) 当該措置をとる目的

4 第二条1の規定にかかわらず、いずれの締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資

活動に関して特に手続を定めることができる。ただし、当該手続は、この協定の下における当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

#### 第十六条

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合においては、第二条1の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十二条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し又は維持することができる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じており又は生ずるおそれのある状況にある場合
- (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし又はもたらすおそれのある状況にある場合

2 1の措置は、次のすべての要件を満たすものでなければならない。

- (a) 国際通貨基金協定の加盟国である限りにおいて、同協定に適合するものであること。
- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく各締約国の権利及び義務を変更するものではない。

#### 第十七条

1 この協定の他のいかなる規定にもかかわらず、各締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供企業が負う者を保護し又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し又は維持することができる。

2 各締約国は、この協定上の義務に適合しない措置を1の規定によりとる場合であっても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いることとはならない。

#### 第十八条

1 この協定のいかなる規定も、知的財産及び知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が当事国となっているものに基づく権利を害し、及び当該多数国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産及び知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて当該一方の締約国が当事国となつてゐるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

3 両締約国は、知的財産及び知的財産権を十分かつ効果的に保護するために妥当な考慮を払うものとし、一方の締約国の要請に基づき、この目的のために速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因の除去のために、自国の関係法令に従い、適切な措置をとる。

#### 第十九条

1 この協定のいかなる規定も、2から4までに規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置には適用しない。

2 第一条、第三条、第七条、第九条、第二十二條及び第二十三條の規定は、租税に係る課税措置に適用する。

- 3 第十三条及び第十四条の規定は、租税に係る課税措置に関する紛争のうち、2に規定する条項に係るものについて適用する。
- 4 次条の規定は、租税に係る課税措置に関する事項のうち、2に規定する条項に係るものについて適用する。

## 第二十条

- 1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
  - (a) この協定の実施及び運用について討議し、及び検討すること。
  - (b) 第五条の規定に従って採用され又は維持された例外措置について、両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。
  - (c) 第六条の規定に従って維持され、改正され若しくは修正され又は採用された例外措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として検討すること。
  - (d) 投資に関連するその他の事項であってこの協定に係るものについて討議すること。

- 2 委員会は、必要に応じて、この協定の機能を強化し又はこの協定の目的を達成するために、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。
- 3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、任務を遂行するための手続規則を定める。
- 4 委員会は、小委員会を設置し、特定の作業を行わせることができる。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、民間部門との共同会合を開催することができる。
- 5 両締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、委員会は、毎年一回及びいずれか一方の締約国の要請により、会合を行う。

#### 第二十一条

両締約国は、環境上の措置の緩和を通じてそれぞれ他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。各締約国は、自国の区域内における他方の締約国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境上の措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

#### 第二十二条

1 各締約国は、この協定に基づく義務を履行するに当たり、自国の区域内の地方政府によるこの協定の遵

守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家のうち、第一条(1)(b)に定める法人その他の団体（当該他方の締約国の関係法令に基づいて設立され又は組織されたもの）であつて第三国の投資家により所有され又は支配されるものが、当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていない場合には、当該投資家及びその投資財産に対して、この協定による利益を否認する権利を留保する。

3 第二条2の規定は、各締約国が、自由貿易地域若しくは関税同盟の構成国又は経済統合のための国際協定その他これに類する国際協定の当事国であることに伴う特恵的な待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

### 第二十三条

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。この協定は、いずれか一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の関係法

令に従って取得されたものについても適用する。

2 いずれの締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による予告を与えることにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

4 この協定は、この協定の効力発生前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生前に既に解決されている請求については適用しない。

5 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千三年十一月十四日に東京で、ひとしく正文である日本語、ベトナム語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

川口順子

ベトナム社会主義共和国のために

ヴォー・ホン・フック

附属書

第二条及び第四条の規定の適用における例外に係る分野又は事項

<p>日本国</p>	<p>ベトナム社会主義共和国</p>
<p>一 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業</p> <p>二 火薬類製造業</p> <p>三 航空機産業</p> <p>四 武器産業</p> <p>五 原子力産業</p> <p>六 宇宙開発産業</p>	<p>一 放送及びテレビジョン</p> <p>二 文化的性質を有する製品の製造及び出版</p> <p>三 石油及びガスの採掘並びに希少鉱物の採掘</p> <p>四 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業</p> <p>五 天然林の樹木伐採</p> <p>六 武器、弾薬及び爆発物の製造</p>

七	電気業	七	賭博 <small>と</small>
八	ガス業	八	土地及び住宅の所有及び利用
九	放送業	九	河港、海港及び空港の運営
十	貨物利用運送事業	十	国有企業の株式購入
十一	金融サービス（預金保険に限る。）	十一	補助金
十二	公的独占の維持、指定又は廃止（民営化を含む。）		一から十一までに特定する分野又は事項については、第二条2に定める待遇（最恵国待遇）が与えられる。
十三	国営企業の維持、設立又は処分（民営化を含む。）		
十四	補助金		

十五 土地の取引

二から十四まで（十を除く。）に特定する分野又は事項については、第二条２に定める待遇（最恵国待遇）が与えられる。

附属書

第二条及び第四条の規定の適用における例外に係る分野又は事項

<p>日 本 国</p>	<p>ベトナム社会主義共和国</p>
<p>一 農林水産業に関連する第一次産業（附属書の対象であるものを除く。）</p> <p>二 鉱業</p> <p>三 石油業</p> <p>四 生物学的製剤製造業</p> <p>五 皮革及び皮革製品製造業</p> <p>六 熱供給業</p>	<p>一 各分野に共通の事項（この附属書のすべての分野及び小分野について適用されるもの）</p> <p>二 法律サービス</p> <p>三 会計、監査及び簿記のサービス</p> <p>四 税務サービス</p> <p>五 広告サービス</p> <p>六 付加価値電気通信サービス</p>

七	上水道業	七	基本電気通信サービス
八	電気通信業	八	音声電話サービス（固定地域、長距離及び国際回線に係るものを含む。）
九	鉄道業	九	電気通信設備の建設、据付け、運営及び維持
十	一般乗合旅客自動車運送業	十	音響・映像サービス
十一	水運業	十一	保険サービス
十二	航空運輸業	十二	銀行サービスその他の金融サービス
十三	警備業	十三	不動産業
十四	航空機登録原簿への航空機の登録及びその登録から生ずる事項	十四	旅行業サービス
十五	船舶の国籍に関する事項又はその国籍から生	十五	輸送サービス

<p>ずる事項及び船舶又は船舶に関する利益の取得</p> <p>一から十五まで（十二を除く。）に特定する分野又は事項については、第二条2に定める待遇（最恵国待遇）が与えられる。</p>	<p>十六 紙、植物油、牛乳及びしょ糖の加工並びに木材加工（輸入木材を利用する事業を除く。）</p> <p>十七 窒素・リン酸・カリウム肥料、ビール及び紙巻たばこ</p> <p>十八 四輪自動車の製造及び組立て</p> <p>十九 流通サービス</p> <p>二十 電気及び国内航空運送</p> <p>一から二十までに特定する分野又は事項については、第二条2に定める待遇（最恵国待遇）が与えられる。</p>
--	---

## 合意された議事録

下名は、本日署名された投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（以下「協定」という。）の交渉において到達した次の了解を記録する。

1 両締約国は、協定第二条の規定に関し、各締約国が他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し同条1及び2に定める待遇のうち当該投資家又はその投資財産にとっていずれか有利な待遇を与える義務を負う旨の了解を確認する。

2 両締約国は、協定第二条及び第十八条の規定に関し、次の了解を確認する。

(a) 協定第二条の規定は、投資家の知的財産及び知的財産権に適用され、したがって、知的財産及び知的財産権についても、各締約国は、いかなる第三国（例えば、アメリカ合衆国）の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える。

(b) いかなる二国間協定（例えば、貿易関係に関するベトナム社会主義共和国とアメリカ合衆国との間の協定）も、協定第十八条2に規定する「知的財産及び知的財産権の保護に関する多数国間協定」に含ま

れない。

3 両締約国は、協定第六条の規定に関し、いずれの締約国も、附属書 に特定する分野又は事項について新たな例外措置を採用してはならないとの義務の不履行を正当化する根拠として自国の国内法令を援用することができない旨の了解を確認する。

4 両締約国は、協定第十九条の規定に関し、いずれかの租税に係る課税措置が収用に該当するかどうかを判断するに当たっては、次の事項を考慮すべき旨の了解を確認する。

(a) 租税の賦課は、一般に収用を構成しない。単に新たな課税措置を導入すること、特定の投資財産につき複数の管轄区域で租税が賦課されること又は課税措置の下で多大の負担の要求が行われること自体は、それらのみで収用に該当することとはならない。

(b) 課税措置であって、概して、国際的に認められた租税上の政策及び慣行の範囲内にあるものは、収用を構成するものとは認められない。租税の回避又は脱税の防止を目的とする課税措置は、一般に収用に類する性格を有するものと認めるべきではない。

(c) すべての納税者に適用されるものその他一般に適用される課税措置であっても収用を構成する可能性

はあるが、特定の国民又は納税者を対象とする特定性の高い課税措置と比較するならば、一般に適用される課税措置が収用を構成する可能性は、實際上、小さい。投資が行われた時点で有効な課税措置であつて、透明性のあるものについては、収用に類する性格を有するものとはなり難い。

5 両締約国は、協定第二十二条の規定に関し、次の了解を確認する。

(a) 自由貿易地域、関税同盟又は経済統合のための国際協定とは、通常、世界貿易機関の構成国である締約国については、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条の解釈に関する了解及びサービスの貿易に関する一般協定第五条に規定する条件を満たすものをいい、また、世界貿易機関の構成国でない締約国については、当該条件と同様の要素を含むものをいうと解されている。

(b) (a)の見地から、貿易関係に関するベトナム社会主義共和国とアメリカ合衆国との間の協定は、協定第二十二条3に規定する「自由貿易地域若しくは関税同盟」を形成せず、また、「経済統合のための国際協定その他これに類する国際協定」に当たらないが、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定は、「自由貿易地域若しくは関税同盟」を形成し、また、「経済統

合のための国際協定その他これに類する国際協定」に当たる。

二千三年十一月十四日に東京で

日本国政府のために

川口順子

ベトナム社会主義共和国政府のために

ヴォー・ホン・フック